

第3次観光基本計画(原案)に関するパブリックコメント

平成31年1月21日

住所 伊東市宇佐美 403-2
 氏名 森 篤 (男 66才)
 電話 0557-48-9534

頁	区分	第3次観光基本計画(原案)	意見	
			修正内容等	理由等
20	第3章本市観光の現状と課題 2. 観光振興に向けた課題 2.2 本計画の課題	(1) ~ (5)	<p>* (1) ~ (5) の次に、第2次観光基本計画と同様の次の下線部の項目を追加する。</p> <p><u>(6) 観光戦略を担う組織の構築</u> <u>時代環境が変化する中で、地域間競争に勝ち残っていくためには、伊東市の観光課題を戦略的に捉え、観光戦略の中核を担う機能を官民が連携して構築し、これを充実させていくことが求められる。</u></p> <p>* 第2次計画の内容に「これを充実させ」という文言を挿入しました。</p>	<p>交流人口と市内消費の拡大をはかるための課題として、(1) ~ (5) が掲載されていますが、第2次観光基本計画(以下「第2次計画」という。)にあった右欄の(6)及び(7)が削除されています。この2項目を引き続き記載すべきだと思慮致します。</p> <p>(6)の観光戦略の中核を担う機能をもつ組織が何を指すのか判然としませんが、情報収集、分析、戦略の立案は一体のものでありますので、その組織は、専門性をもって恒常的に機能させる必要があります。もし、そういう</p>

			<p><u>(7) 障害者にも優しい観光地づくり</u> <u>障害を持つ人やその家族にも伊東市の魅力を味わい、旅を楽しんでいただくとともに、国際基準の観光地として国内外にアピールしていくため、主要な観光施設などのユニバーサルデザイン化を推進することが必要である。</u></p>	<p>組織が既に構築されているのであれば、さらにそれを充実させていくことが大事です。</p> <p>観光戦略は観光振興の要でありますので、引き続き交流人口と市内消費の拡大をはかるための重要な課題だと思います。</p> <p>既に何らかの「観光戦略を担う組織」は構築されていると思いますので、第2次計画にあったこの項目を削除するのではなく、その充実をはかることを引き続き明示すべきだと思慮致します。</p> <p>(7)のユニバーサルデザイン化の推進は未だ達成されていないことは明らかです。交流人口と市内消費の拡大をはかるためには、国際基準の観光地として国内外にアピールしていくことは重要な課題であるべきだと思いますので、第2次計画にあったこの項目を削除するのではなく、引き続き明示すべきだと思慮致します。</p>
24	<p>第4章観光振興の基本的な考え方</p> <p>2.1 観光地ビジョン</p>	<p>・・・・・・・・(前略)</p>	<p>* 下線部の文言を挿入する。 ・・・・・・・・(前略)</p>	<p>第2次計画では、「観光振興の基本理念」を「それぞれの個性をもった魅</p>

そこで、ゆとり、快適、癒し、ストレス発散、休養、息抜き、リフレッシュ、くつろぎ、やすらぎなど、本市を訪れる観光客が得られる便益、体験価値を「リラックス」という言葉に集約し、「リラックスできるまち・いとう」を観光地としてのブランド価値形成のビジョンとして掲げ、・・・・（後略）

そこで、第2次観光基本計画に観光振興の基本理念として掲げた「観光都市から感動都市へ」に加えて、ゆとり、快適、癒し、ストレス発散、休養、息抜き、リフレッシュ、くつろぎ、やすらぎなど、本市を訪れる観光客が得られる便益、体験価値を「リラックス」という言葉に集約し、「リラックスできるまち・いとう」を観光地としてのブランド価値形成のビジョンとして掲げ、・・・・（後略）

*上記に応じて関連する箇所の修正を行う。

力ある地区が、伊東市ならではの『温泉・食・いやし』のサービス基盤で結ばれることで、来訪者に感動を与える“最高のおもてなし力”をもった観光地を目指す。」として、「**観光都市から感動都市へ**」という言葉に集約させています。

第3次観光基本計画（原案）（以下「第3次計画（原案）」という。）には、「**観光都市から感動都市へ**」の言葉がありませんが、どうなってしまったのでしょうか。感動都市が実現したとは言えないと思いますが、もはや実現はできないと判断したのでしょうか。

そうではなくて、4年が経ち、まだ実現の途上だということではないのでしょうか。

第3次計画（原案）では、観光地ビジョンとして、「**リラックスできるまち・いとう**」と言っていますが、これは観光振興の基本理念を変更するということなのではないのでしょうか。

第2次計画に比べて、第3次計画（原案）は、表現の仕方や視点が変わっている部分はいくつもありますが、総じて観光振興の基本的な理念を変更してしまうほどの大きな内容変更ではないように見えます。

ここで、「**観光都市から感動都市へ**」

				<p>から「リラックスできるまち・いとう」へと、基本理念を表現する言葉を入れ替えてしまうと、恐らく、また4年後には別の言葉が出てくるのだらうと思ってしまう。</p> <p>キャッチフレーズに過ぎないので、そういうものだとされてしまえばそれまでですが、単なる言葉の使い方の問題ではなく、政策の継続性や信頼性の問題にも関わってくるのではないかと思います。</p> <p>第3次計画（原案）では、意図的に「基本理念」という言葉を使っていないのかもしれませんが、もしそうなら「基本理念」はどこへ行ってしまったのだらうかと不思議です。</p> <p>従いまして、第2次計画の「基本理念」である「観光都市から感動都市へ」に加えて、「リラックスできるまち・いとう」をブランド形成のための「観光地ビジョン」として掲げるという構成にはいかがかと思慮致します。</p>
28 と 29 の 間	第5章	<p>*本書において、「展開施策例」として記載している項目は、伊東市観光基本計画市民懇話会（注1）、および伊東みらい観光塾（注2）で提案されたアイデア、意見などをもとに取りまとめたものであり、今後、事業化の</p>	<p>*下線部の文言を挿入する。 *本書において、「展開施策例」として記載している項目は、伊東市観光基本計画市民懇話会（注1）、および伊東みらい観光塾（注2）で提案されたアイデア、意見などをもとに取りまとめたもの<u>など</u>であり、今後、事業</p>	<p>この記載の仕方では、具体の事業や施策は、「展開施策例」から選択することも読み取れます。全ての「展開施策例」が網羅されるのであればそれでもよいかもしれませんが、それでは基本計画策定のために、短時間に大層な工</p>

		<p>可能性分析や費用対効果の検証などを踏まえ、具体的な事業やプロジェクトとして推進する施策を選択していく。</p>	<p>化の可能性分析や費用対効果の検証などを踏まえ、具体的な事業やプロジェクトとして推進する施策を選択していく。</p> <p><u>また、具体的な事業や施策は、「展開施策例」として記載した項目以外にも、諸状況に即して実施していく。</u></p>	<p>エネルギーを費やすことになり、現実的ではありません。</p> <p>また、それでは、基本計画策定の段階で具体的な事業や施策の柔軟度を著しく制約してしまうことになりこれも現実的ではありません。</p> <p>実際には「展開施策例」以外にも、今後、市民や業界などからの事業や施策の提案もあるだろうし、また、そうであるべきだと思いますので、後段の部分を挿入すべきだと思慮致します。</p> <p>文中の「など」の挿入は、「展開施策」の「例」とはいえ、伊東市観光基本計画市民懇話会と伊東みらい観光塾で出た意見だけを掲載するのであれば、パブリックコメントで「展開施策例」の意見があった場合、はじめからこれを却下すると決めていることになり、パブリックコメントの趣旨に反すると思慮するからです。</p>
29	<p>第5章 1. 地区別の方向性 1.1 宇佐美地区</p>	<p>健康と癒しのアウトドアビレッジ</p> <p>「現状」</p> <ul style="list-style-type: none"> 海と山に囲まれた自然豊かな地区で、温泉とみかんなどの果実狩りが主な観光資源で 	<p>同左</p>	

	<p>あるが、時代の変化とともに新たな観光魅力の開発が求められている。</p> <p>・ 海の観光についても、海水浴客の減少、民宿経営者の高齢化などの問題を抱えている。また、サーフィンや釣りを楽しむ来訪者も多いが、それが必ずしも地区に大きな経済波及効果をもたらす役割を果たしていないのが実状である。</p>	<p>* 下線部の文言を挿入する。</p> <p>・ <u>地区内には、市内唯一の国史跡である「江戸城石垣石丁場跡」をはじめとして、いくつかの歴史文化遺産があるが、これらを貴重な観光資源として十分な活用がされていないのが実状である。</u></p> <p>同左</p>	<p>地域の歴史文化遺産を活用するのは観光振興の常識です。また、歴史文化遺産を実地に体感することは、文化をもってする精神的な「癒やし・リラックス」そのものです。</p> <p>「江戸城石丁場遺跡」の一部が国史跡に指定されたのは、平成 28 年 3 月ですから、平成 31 年度からの第 3 次計画の策定に当たっては、歴史文化遺産の活用に関する現状認識は欠くべからざる項目です。</p> <p>また、宇佐美地区内にある国、県、市の 8 件の有形指定文化財の内、「(国史跡) 江戸城石垣石丁場跡」と「(市指定) 東浦路」は、その管理者が伊東市でありますことから、一層十分な活用が容易なはずです。</p> <p>従いまして、今後の宇佐美地区の観光振興の発展に資するために、左記の現状認識を追加することは極めて重要だと思慮致します。</p>
30	<p>取り組み施策の方向性</p> <p>自然や歴史文化資源を生かしたアウトドアメニューの充実</p>	<p>* 下線部を挿入する。</p> <p>(1) 歴史文化遺産の活用</p> <p><u>国史跡「江戸城石垣石丁場跡」や市史跡「(歴史古道) 東浦路」及び「宇佐美城址」などの宇佐美地区内の歴史文化遺産を実地に訪れて</u></p>	<p>都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)には、「宇佐美地域まちづくり基本構想」として、「将来の地域構造の考え方」の中に、「伊東を代表する住宅地としての環境を向</p>

	<p>(1) ウォーキング・サイクリング客の誘客</p> <p>(2) マリンレジャーの振興</p>	<p><u>いただき、近年増加している「歴史マニア」、「古道マニア」、「城ガール」などを誘客し、交流人口と市内消費の拡大をはかる。</u></p> <p><u>(展開施策例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国史跡「江戸城石垣石丁場跡」体感ツアー</u> ・<u>「吉田松陰と歩く」歴史古道体感ツアー</u> ・<u>全国の宇佐美さんに来ていただく「宇佐美さん里帰り」プロジェクト</u> ・<u>映画等の撮影フィールドとして史跡等の場を提供する。</u> <p>* 下線部の通り項目番号を順送りする。</p> <p><u>(2)</u> ウォーキング・サイクリング客の誘客</p> <p><u>(3)</u> マリンレジャーの振興</p>	<p>上する都市づくりを目指します。」と並んで、「宇佐美地域固有の歴史文化遺産等を活用するまちづくりを目指します。」とあります。</p> <p>法定計画の都市計画マスタープランは、任意計画である「観光基本計画」の上位にありますことから、まちづくりに資するべき観光基本計画には、当然のこととして、「宇佐美地域固有の歴史文化遺産等を活用するまちづくりを目指す」ための記載が第一に掲げられるべきものだと思います。</p> <p>今回、第3次計画を策定するに当たり、「都市計画に関する基本的な方針」との一層の整合性を明確にするために、「取り組み施策の方向性」の中に、従前のウォーキングの範疇とは別に、「歴史文化遺産の活用」の項を新たに設けて記載すべきだと思慮致します。</p>
--	--	---	--